

鎌倉市議会

4月臨時会議案集

(その1)

令和2年(2020年)

目 次

議案第 1 号	令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第15号）に係る専決処 分の承認について……………	5
議案第 2 号	業務委託契約の変更について……………	23
議案第 3 号	鎌倉市みんなで支え合う新型コロナウイルス感染症対策基金条例 の制定について……………	34
議案第 4 号	鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について ……	36
議案第 5 号	鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について ……	39
議案第 6 号	令和2年度鎌倉市一般会計補正予算（第1号） ……	41
議案第 7 号	令和2年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） ……	44
議案第 8 号	鎌倉市固定資産評価員の選任について……………	47

議案第 1 号

令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第15号）
に係る専決処分の承認について

次の令和元年度鎌倉市一般会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、令和2年（2020年）3月27日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年（2020年）4月28日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和元年度鎌倉市一般会計
補正予算（第15号）

令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21,749千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 63,577,705千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
55	国庫支出金	8,811,321	△173,273	8,638,048
	10 国庫補助金	2,358,388	△173,273	2,185,115
75	繰入金	2,375,072	12,022	2,387,094
	5 基金繰入金	2,366,921	12,022	2,378,943
90	市債	2,642,300	183,000	2,825,300
	5 市債	2,642,300	183,000	2,825,300
	歳入合計	63,555,956	21,749	63,577,705

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	9,393,100	5,141	9,398,241
	5 総務管理費	7,962,684	5,141	7,967,825
15	民生費	24,704,217	9,379	24,713,596
	10 児童福祉費	10,183,938	9,379	10,193,317
55	教育費	7,135,683	7,229	7,142,912
	5 教育総務費	2,494,589	0	2,494,589
	10 小学校費	1,478,922	3,714	1,482,636
	20 社会教育費	1,764,522	2,200	1,766,722
	25 保健体育費	439,470	1,315	440,785
	歳 出 合 計	63,555,956	21,749	63,577,705

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
15 民生費	10 児童福祉費	私立保育所等新型コロナウイルス 対策補助事業	千円 9,379

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
義務教育施設整備事業費	千円 915,900	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 1,098,900	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
合 計	2,642,300				2,825,300			

令和元年度鎌倉市一般会計
歳入歳出補正予算（第15号）事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
55 国庫支出金	8,811,321	△173,273	8,638,048
75 繰入金	2,375,072	12,022	2,387,094
90 市債	2,642,300	183,000	2,825,300
歳入合計	63,555,956	21,749	63,577,705

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費	千円 9,393,100	千円 5,141	千円 9,398,241
15 民生費	24,704,217	9,379	24,713,596
55 教育費	7,135,683	7,229	7,142,912
歳 出 合 計	63,555,956	21,749	63,577,705

補正額の財源内訳			
特	定 財 源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
108			5,033
9,462			△83
△182,843	183,000		7,072
△173,273	183,000	0	12,022

2 歳 入

55款 国庫支出金

△173,273千円

10項 国庫補助金

△173,273千円

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
10 民生費補助金	863,444	9,570	873,014
50 教育費補助金	808,729	△182,843	625,886
計	2,358,388	△173,273	2,185,115

75款 繰入金

12,022千円

5項 基金繰入金

12,022千円

5 財政調整基金繰入金	2,092,894	12,022	2,104,916
計	2,366,921	12,022	2,378,943

90款 市債

183,000千円

5項 市債

183,000千円

50 教育債	1,162,000	183,000	1,345,000
計	2,642,300	183,000	2,825,300

節		説	明
区 分	金 額		
10 児童福祉費補助金	千円 9,570	○保育対策総合支援事業費補助金（補助率3／8～10／10）	千円 9,570
5 教育総務費補助金	△185,628	○公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 ○公立学校情報機器整備費補助金	△305,598 119,970
10 小学校費補助金	2,785	○学校臨時休業対策費補助金（補助率3／4）	2,785

5 財政調整基金繰入金	12,022	○財政調整基金繰入金	12,022

5 義務教育施設整備事業債	183,000	○義務教育施設整備事業債	183,000

3 歳 出

10款 総務費

5,141千円

5項 総務管理費

5,141千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
27 総合防災対策費	千円 217,926	千円 0	千円 217,926	千円 108	千円	千円	千円 △108
50 文化振興費	74,420	1,187	75,607				1,187
55 芸術館費	550,682	3,954	554,636				3,954
計	7,962,684	5,141	7,967,825	108	0	0	5,033

節		説	明
区 分	金 額		
	千円	財源更正	千円
19 負担金、補助 及び交付金	1,187	○文化活動の支援・推進 川喜多映画記念館等管理運営事業	1,187 1,187
19 負担金、補助 及び交付金	3,954	○文化活動の支援・推進 鎌倉芸術館管理運営事業	3,954 3,954

15款 民生費

9,379千円

10項 児童福祉費

9,379千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 児童支援費	千円 6,730,236	千円 9,379	千円 6,739,615	千円 9,379	千円	千円	千円
20 児童福祉施設費	544,734	0	544,734	83			△83
計	10,183,938	9,379	10,193,317	9,462	0	0	△83

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助 及び交付金	千円 9,379	○すべての子育て家庭への支援 私立保育所等助成事業	千円 9,379 9,379
		財源更正	

5 5 款 教育費

7,229千円

5 項 教育総務費

0千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
15 教育指導費	千円 1,188,467	千円 0	千円 1,188,467	千円 △185,628	千円 183,000	千円	千円 2,628
計	2,494,589	0	2,494,589	△185,628	183,000	0	2,628

5 5 款 教育費

7,229千円

1 0 項 小学校費

3,714千円

5 学校管理費	1,028,035	3,714	1,031,749	2,785			929
計	1,478,922	3,714	1,482,636	2,785	0	0	929

5 5 款 教育費

7,229千円

2 0 項 社会教育費

2,200千円

5 社会教育総務費	528,498	610	529,108				610
35 文学館費	75,891	1,590	77,481				1,590
計	1,764,522	2,200	1,766,722	0	0	0	2,200

5 5 款 教育費

7,229千円

2 5 項 保健体育費

1,315千円

10 体育施設費	331,355	1,315	332,670				1,315
計	439,470	1,315	440,785	0	0	0	1,315

節		説明	千円
区分	金額		
	千円	財源更正	千円

11 需用費	3,714	○教育内容・教育環境の充実	3,714
		小学校給食事務	3,714

19 負担金、補助 及び交付金	610	○文化活動の支援・推進	610
		鎗木清方記念美術館管理運営事業	610
19 負担金、補助 及び交付金	1,590	○文化活動の支援・推進	1,590
		文学館管理運営事業	1,590

19 負担金、補助 及び交付金	1,315	○市民スポーツ・レクリエーションの推進	1,315
		体育施設管理運営事業	1,315

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	当 該 年 度 中 増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
	当該年度中起債見込額			補正前の額	補 正 額	補正後の額
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 普 通 債	2,642,300	183,000	2,825,300	26,848,039	183,000	27,031,039
(2) 教 育	1,162,000	183,000	1,345,000	7,500,886	183,000	7,683,886
合 計	2,642,300	183,000	2,825,300	35,282,965	183,000	35,465,965

議案第 2 号

業務委託契約の変更について

さきに、平成27年（2015年）12月定例会議案第66号をもって議決された業務委託契約について、次のとおり変更するものとする。

令和2年（2020年）4月28日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 件 名 鎌倉市立中学校給食調理等業務
- 2 当初の契約金額 以下に示す喫食率ごとの1食単価に月の合計食数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た金額（1円未満の端数は切り捨て。）とする。

喫食率	1食単価
30%未満	851円
30%以上 40%未満	644円
40%以上 50%未満	519円
50%以上 60%未満	435円
60%以上 70%未満	395円
70%以上 80%未満	365円
80%以上 90%未満	342円
90%以上 100%以下	323円

3 変更後の契約金額

以下に示す喫食率ごとの1食単価に月の合計食数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た金額（1円未満の端数は切り捨て。）とする。

喫食率	1食単価
30%未満	851円
30%以上 40%未満	644円
40%以上 50%未満	519円
50%以上 60%未満	435円
60%以上 70%未満	395円
70%以上 80%未満	365円
80%以上 90%未満	342円
90%以上 100%以下	323円

ただし、発注者の責に帰すべき事由によって受注者が委託業務を履行することができなくなった場合で、当該月分の委託料の金額が算出できないときに限り、受注者は発注者に対し、当該月分の委託料に相当する額を別途請求できるものとする。

なお、委託料に相当する額とは、支出する人件費の実費及び平成27年に実施した公募型プロポーザルの際に受注者が提出した見積金額のうち人件費相当分を除いて算出した額から、支出をしなかった実費及び当該委託料の全部又は一部について受注者が国等から支給を受けた助成金等を減じた額とする。

4 契約者

横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目120番地

ハーベスト株式会社

代表取締役 脇 本 実

「参 考」

業務委託変更仮契約書

平成 27 年 12 月 18 日付けで、鎌倉市（以下「発注者」という。）とハーベスト株式会社（以下「受注者」という。）との間で締結した「業務委託契約書（委託する業務の名称：鎌倉市立中学校調理等業務）」（以下「原契約書」という。）について、次のとおり変更する。

第 1 条 原契約書第 9 条第 2 項の次に次の 2 項を加え、第 3 項及び第 4 項を 2 項ずつ繰り下げる。

- 3 前項の規定にかかわらず、発注者の責に帰すべき事由によって受注者が委託業務を履行することができなくなった場合で、当該月分の委託料の金額が算出できないときに限り、受注者は発注者に対し、当該月分の委託料に相当する額を別途請求できるものとする。
- 4 前項の委託料に相当する額とは、支出する人件費の実費及び平成 27 年に実施した公募型プロポーザルの際に受注者が提出した見積金額のうち人件費相当分を除いて算出した額から、支出をしなかった実費及び当該委託料の全部又は一部について受注者が国等から支給を受けた助成金等を減じた額とする。

第 2 条 前条に定めるもののほかは、原契約書のとおりとする。

本仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとする。この場合、発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付する。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 2 年（2020 年）4 月 23 日

発注者 鎌倉市御成町 18 番 10 号
鎌倉市
市長 松尾 崇

受注者 横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目 120 番地
ハーベスト株式会社
代表取締役 脇本 実

「参考」
(原契約書)

業務委託仮契約書

委託する業務の名称	鎌倉市立中学校給食調理等業務																		
契約金額	以下に示す喫食率ごとの1食単価に月の合計食数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た金額（1円未満の端数は切り捨て。）とする。 <table border="1" data-bbox="560 683 1053 1086"><thead><tr><th>喫食率</th><th>1食単価</th></tr></thead><tbody><tr><td>30%未満</td><td>851円</td></tr><tr><td>30%以上 40%未満</td><td>644円</td></tr><tr><td>40%以上 50%未満</td><td>519円</td></tr><tr><td>50%以上 60%未満</td><td>435円</td></tr><tr><td>60%以上 70%未満</td><td>395円</td></tr><tr><td>70%以上 80%未満</td><td>365円</td></tr><tr><td>80%以上 90%未満</td><td>342円</td></tr><tr><td>90%以上 100%以下</td><td>323円</td></tr></tbody></table>	喫食率	1食単価	30%未満	851円	30%以上 40%未満	644円	40%以上 50%未満	519円	50%以上 60%未満	435円	60%以上 70%未満	395円	70%以上 80%未満	365円	80%以上 90%未満	342円	90%以上 100%以下	323円
喫食率	1食単価																		
30%未満	851円																		
30%以上 40%未満	644円																		
40%以上 50%未満	519円																		
50%以上 60%未満	435円																		
60%以上 70%未満	395円																		
70%以上 80%未満	365円																		
80%以上 90%未満	342円																		
90%以上 100%以下	323円																		
契約(履行)期間	平成27年11月27日～平成39年10月31日																		
業務委託場所	鎌倉市笛田一丁目50番3ほか																		
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとします。この場合、発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付します。																			

上記の業務について、発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「ハーベスト株式会社」として、上記事項及び次の契約条項に定めるところにより、業務委託仮契約を締結します。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ、各自1通を保有します。

平成27年11月27日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇

受注者 横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目120番地
ハーベスト株式会社
代表取締役 脇本 実

(契約の目的及び業務)

第1条 本契約は、鎌倉市立中学校（以下「対象学校」という。）における良質な学校給食が安全で衛生的かつ安定的に提供されることを目的として、発注者が次の各号に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

- (1) 食材料の発注、受領、検収及び保管
- (2) 給食調理及び弁当容器等への盛り付け
- (3) 弁当容器等の学級単位の仕分け
- (4) 弁当容器等の配送及び回収
- (5) 受入室での給食の受け渡し
- (6) 弁当容器等の洗浄、消毒及び保管
- (7) 残菜及び厨芥の処理
- (8) 前各号に付帯して必要な業務

(委託業務の実施)

第2条 受注者は、本契約及び別添「鎌倉市立中学校給食調理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」等に基づき、委託業務を誠実に履行しなければならない。

(業務管理等)

第3条 受注者は、業務従事者の健康管理及び委託業務の衛生管理に万全を期さなければならない。

2 受注者は、委託業務の円滑な履行が図られるよう必要な人員を配置しなければならない。

3 受注者は、業務従事者の中から仕様書に定める総括業務責任者等を選任しなければならない。

(関係法令の遵守)

第4条 受注者は、委託業務の実施に当たっては、本契約及び仕様書のほか、学校給食に関する法令、食品及び公衆衛生に関する法令等の関係法令を遵守しなければならない。

(経費負担)

第5条 受注者は、委託業務の実施に当たって、仕様書に発注者の負担と定められたもの以外の一切の経費を負担する。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、当該業務の一部を第三

者に委託することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 受注者は、本契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。

(検査)

第8条 発注者は、受注者の業務履行結果について、総括業務責任者の立会いの下、仕様書及び調理手配表等に基づき検査を行うものとする。

2 受注者は、前項の検査の結果、不合格と認められる場合は、発注者の指示に従い、自己の負担により手直し又はやり直しをしなければならない。

3 発注者は、受注者が前項の手直し又はやり直しを終えたときは、その結果を検査するものとする。

(委託料の請求等)

第9条 受注者は、給食実施月ごとの業務完了後、速やかに発注者が別に定める報告書を添えて、当該月分の委託料を発注者に請求する。

2 請求する委託料は、本契約書の頭書に提示する喫食率ごとの1食単価に発注者が確認した月の合計食数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た金額（1円未満の端数は切り捨て。）とする。

3 受注者は、委託料の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとする。

4 発注者は、受注者の請求が適当と認めるときは、委託料を支払うものとする。

(契約保証金)

第10条 鎌倉市契約規則（昭和39年6月鎌倉市規則第20号）第5条第3号により、契約保証金は免除する。

(履行状況の調査)

第11条 発注者は、第8条の検査のほか、必要があると認めるときは、受注者の委託業務の履行状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(業務改善の指示)

第12条 発注者は、前条の調査の結果、委託業務の履行状況が不適切であると認められるときは、受注者に対し業務改善の指示をすることができる。

(事故等への対応)

第13条 受注者は、委託業務の履行にあたり、事故等が発生した場合は、臨機に適切な措置を講じるとともに、直ちに発注者に報告し、その指示に従い対応するものとする。

2 受注者は、不測の事態により、委託業務の履行が不可能となった場合、又は不可能となるおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従い対応するものとする。

(安全の配慮)

第14条 受注者は、委託業務の履行にあたり、常に対象学校の生徒等の安全に配慮するものとし、必要に応じて安全対策の措置を講じなければならない。

(大規模災害時の協力)

第15条 受注者は、大規模災害発生時に発注者が行う食料の供給に協力しなければならない。この場合において、詳細については発注者及び受注者双方協議の上定めるものとする。

(契約内容の変更)

第16条 発注者は必要があるときは、受注者と協議のうえ、本契約の内容を変更することができる。

(契約の解除)

第17条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 受注者が、本契約に違反したとき。

(2) 受注者が故意又は過失により、発注者に対して著しい損害を与えるなど、受託者として不適当な行為があったとき。

(3) 受注者が、契約の解除を申し出て、発注者がこれを認めたとき。

(4) 正当な理由なく、受注者が発注者の指示に従わないとき。

(5) 発注者が、契約の継続を必要としなくなったとき。

2 発注者は、前項第5号の規定による契約の解除をしようとするときは、事前に受注者と協議するものとする。

3 第1項第1号から第4号までの規定により契約を解除した場合、発注者は、生じた損害の賠償を請求することができる。

(賠償責任)

第18条 受注者は、本契約の履行に当たって、受注者の責に帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負わなければならない。

(守秘義務)

第19条 受注者は、委託業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏洩し、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

2 受注者は、本契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月鎌倉市条例第8号）を遵守し、個人情報の保護に努めるものとする。

（暴力団等排除に係る解除）

第20条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月鎌倉市条例第11号。）第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、同条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

(2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。

(3) 受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

(4) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(5) 受注者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第4号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第21条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入（妨害（不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。）又は不当要

求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）などをいう。以下この条において同じ。）を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、契約期間に変更が生じるおそれがある場合は、発注者と契約期間に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（管轄裁判所）

第 22 条 本契約に関する訴訟は、横浜地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（協議事項）

第 23 条 本契約に定めのない事項及び発注者と受注者との間に紛争又は疑義を生じた事項については、発注者及び受注者双方協議の上定めるものとする。

「参 考」

議決通知書兼本契約成立通知書

鎌教委学務第 2541 号

平成 27 年 12 月 24 日

横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目 120 番地

ハーベスト株式会社

代表取締役 脇本 実 様

鎌倉市長 松尾 崇

次のとおり通知します。

契約に係る 業務の名称	鎌倉市立中学校給食調理等業務 (仮契約締結日 平成 27 年 11 月 27 日)																		
議決年月日	平成 27 年 12 月 18 日																		
仮契約が本契約に 切り替わった日	平成 27 年 12 月 18 日																		
契約金額	以下に示す喫食率ごとの 1 食単価に月の合計食数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た金額（1 円未満の端数は切り捨て。）とする。 <table border="1" data-bbox="555 1249 1050 1693"><thead><tr><th>喫食率</th><th>1 食単価</th></tr></thead><tbody><tr><td>30%未満</td><td>851 円</td></tr><tr><td>30%以上 40%未満</td><td>644 円</td></tr><tr><td>40%以上 50%未満</td><td>519 円</td></tr><tr><td>50%以上 60%未満</td><td>435 円</td></tr><tr><td>60%以上 70%未満</td><td>395 円</td></tr><tr><td>70%以上 80%未満</td><td>365 円</td></tr><tr><td>80%以上 90%未満</td><td>342 円</td></tr><tr><td>90%以上 100%以下</td><td>323 円</td></tr></tbody></table>	喫食率	1 食単価	30%未満	851 円	30%以上 40%未満	644 円	40%以上 50%未満	519 円	50%以上 60%未満	435 円	60%以上 70%未満	395 円	70%以上 80%未満	365 円	80%以上 90%未満	342 円	90%以上 100%以下	323 円
喫食率	1 食単価																		
30%未満	851 円																		
30%以上 40%未満	644 円																		
40%以上 50%未満	519 円																		
50%以上 60%未満	435 円																		
60%以上 70%未満	395 円																		
70%以上 80%未満	365 円																		
80%以上 90%未満	342 円																		
90%以上 100%以下	323 円																		
契約(履行)期間	平成 27 年 11 月 27 日～平成 39 年 10 月 31 日																		
業務委託場所	鎌倉市笛田一丁目 50 番 3 ほか																		

**鎌倉市立中学校給食調理等業務委託
見積書**

鎌倉市長様

「鎌倉市立中学校給食調理等業務委託」について、下記のとおり見積いたします。

○食材費を除く1食あたりの見積金額(税抜)

435 円

※喫食率50%以上60%未満の場合の金額を記載すること。

見積金額が上限額を超える場合は失格となります。

○見積金額の積算内訳

項目	内訳	委託期間総額	単価内訳
1 人件費	給与、賞与、社会保険料、通勤費、健康診断費、福利厚生費等	841,790,972 円	205 円
2 人件費を除く経費		903,130,249 円	220 円
(内訳)	(厨房機器関係費)	204,340,000 円	50 円
	(運送関係費)	128,535,000 円	31 円
	(消耗品費)	52,444,000 円	13 円
	(水道光熱費)	131,328,000 円	32 円
	(その他経費)	386,483,249 円	94 円
3 一般管理費	一般管理費	40,133,188 円	10 円
合計(税抜)		1,785,054,409 円	435 円
合計(10%税込)		1,963,559,850 円	479 円

※委託期間総額の税込合計が、本業務の事業費限度額を超える場合も失格となります。

○喫食率ごとの1食あたりの見積金額

30%未満	851 円
30%以上40%未満	644 円
40%以上50%未満	519 円
50%以上60%未満	435 円
60%以上70%未満	395 円
70%以上80%未満	365 円
80%以上90%未満	342 円
90%以上100%以下	323 円

議案第 3 号

鎌倉市みんなで支え合う新型コロナウイルス
感染症対策基金条例の制定について

鎌倉市みんなで支え合う新型コロナウイルス感染症対策基金条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年） 4 月 28 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症の急速なまん延により地域経済及び市民生活に甚大な影響を及ぼしている状況に鑑み、みんなで支え合いながら困難を克服するべく、地域経済対策、感染症予防対策等の財源に充てるため、鎌倉市みんなで支え合う新型コロナウイルス感染症対策基金を設置し、その管理について必要な事項を定めるものである。

鎌倉市みんなで支え合う新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症のまん延により生じる困難をみんなで支え合いながら克服するための、地域経済対策、感染症予防対策等に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、鎌倉市みんなで支え合う新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

鎌倉市国民健康保険条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年） 4 月 28 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第 2 弾において、国民健康保険に加入している被用者に対し、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合の傷病手当金支給が盛り込まれたことから、任意給付の一つである傷病手当金の支給を実施するために必要な国民健康保険条例の一部を改正するものである。

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市国民健康保険条例（昭和34年9月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「あつては」を「あつては」に改める。

第18条の2中「所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の $\frac{30}{100}$ に相当する金額によるものとする。次項」を「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の $\frac{30}{100}$ に相当する金額によるものとする。次項」に改める。

附則に次の5項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 5 所得税法第28条第1項に規定する給与等の支払を受けている被保険者が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（以下「基準日」という。）から労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。
- 6 傷病手当金の額は、1日につき、基準日の属する月前の直近の継続した3月間の給与等（前項の給与等のうち賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除いたものをいう。以下同じ。）の収入の額の合計額を当該3月間の就労日数で除して得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の $\frac{2}{3}$ に相当する額（その額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、当該額が、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の $\frac{1}{30}$ に相当する額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の $\frac{2}{3}$ に相当する額（その額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、当該 $\frac{2}{3}$ に相当する額とする。
- 7 第5項の規定にかかわらず、同項の期間において、給与等の全部又は一部

の支払を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その一部の支払を受けることができる給与等の額が、前項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

8 傷病手当金の支給期間は、基準日から起算して1年6箇月を超えないものとする。

9 第5項及び第7項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によりこれに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5項から第9項までの規定は、基準日（改正後の附則第5項に規定する基準日をいう。）が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

議案第 5 号

鎌倉市介護保険条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年） 4 月 28 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

介護保険法施行令の一部改正に伴い、所得状況により16段階に分けている本市介護保険料のうち第1段階から第3段階の介護保険料を軽減するため、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市介護保険条例（平成12年3月条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第4項中「 $\frac{32.5}{100}$ 」を「 $\frac{25}{100}$ 」に、「21,312円」を「16,392円」に、「 $\frac{50}{100}$ 」を「 $\frac{37.5}{100}$ 」に、「32,784円」を「24,588円」に、「 $\frac{62.5}{100}$ 」と、「 $\frac{60}{100}$ 」と、「に、「40,980円」とする」を「39,348円」とする」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条第4項の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 6 号

令和 2 年度鎌倉市一般会計
補正予算（第 1 号）

令和 2 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,484,282千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83,692,982千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年（2020年） 4 月 28 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	8,631,975	18,006,806	26,638,781
	10 国庫補助金	1,406,652	18,006,806	19,413,458
70	寄附金	1,019,859	10,000	1,029,859
	5 寄附金	1,019,859	10,000	1,029,859
75	繰入金	3,290,133	1,467,476	4,757,609
	5 基金繰入金	3,288,133	1,467,476	4,755,609
	歳入合計	64,208,700	19,484,282	83,692,982

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	8,147,459	17,876,112	26,023,571
	5 総務管理費	6,578,469	17,861,841	24,440,310
	15 戸籍住民基本台帳費	597,283	14,271	611,554
15	民生費	26,373,112	166,324	26,539,436
	10 児童福祉費	11,326,992	166,324	11,493,316
35	商工費	438,133	1,275,213	1,713,346
	5 商工費	438,133	1,275,213	1,713,346
55	教育費	7,618,014	166,633	7,784,647
	5 教育総務費	2,081,998	161,260	2,243,258
	20 社会教育費	1,669,951	5,373	1,675,324
	歳 出 合 計	64,208,700	19,484,282	83,692,982

議案第 7 号

令和 2 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第 1 号）

令和 2 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,670,600千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年（2020年） 4 月 28 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
30	県支出金	11,236,310	1,600	11,237,910
	3 県負担金・補助金	11,236,310	1,600	11,237,910
	歳入合計	16,669,000	1,600	16,670,600

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	保険給付費	10,988,713	1,600	10,990,313
	30 傷病手当諸費	0	1,600	1,600
	歳 出 合 計	16,669,000	1,600	16,670,600

議案第 8 号

鎌倉市固定資産評価員の選任について

次の者を、鎌倉市固定資産評価員に選任いたしたい。

よって、地方税法第404条第2項の規定により、市議会の同意を求めらる。

令和2年（2020年）4月28日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市上町屋735番地

内 海 正 彦

昭和38年7月13日生

「参 考」

略歴については省略